

令和元年10月1日から

幼稚園・保育所(園)・認定こども園など

【幼稚園、保育所(園)、認定こども園】

3～5歳児(年少～年長)^{※1} 全てのお子さんの利用料が無償化^{※2}されます。

0～2歳児 住民税非課税世帯のお子さんの利用料が無償化^{※2}されます。

※1 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間が対象です。

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から対象です。

※2 幼稚園は、月額上限25,700円です。

○食材料費(主食・副食費)、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となりますので、各施設へお支払いください。ただし、住民税所得割課税額77,101円未満の世帯と第3子以降のお子さんは、副食費(おかず・おやつなど)が免除されます。

○施設によっては、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合があります。詳しくは、お問合せください。

【幼稚園の預かり保育】

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○就労・出産・疾病などの要件(保育所の利用と同等)があります。

○幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入し、幼稚園へ提出してください。

後日、認定通知書を交付します。

幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円まで無償化されます。

【認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・

ファミリーサポートセンター事業】

保育所、認定こども園などを利用できていない方が対象です。

無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○就労・出産・疾病などの要件(保育所の利用と同等)があります。

○認定申請書に必要事項を記入し、役場へ提出してください。

○施設によっては、無償化の対象とならない場合があります。詳しくはお問合せください。

3～5歳児のお子さんは月額37,000円まで

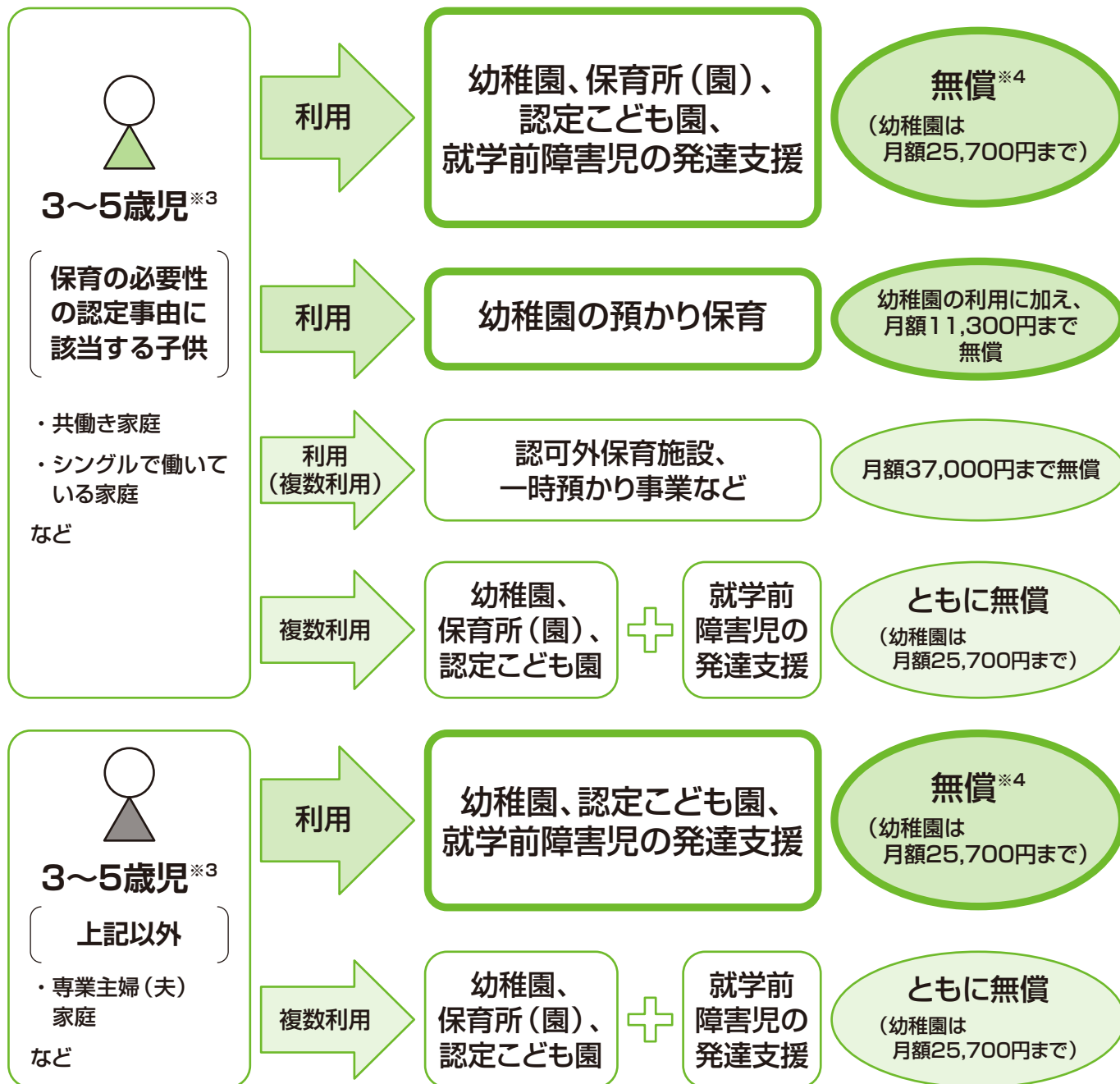
0～2歳児の住民税非課税世帯のお子さんは月額42,000円まで無償化されます。

【児童発達支援など】

就学前障害児の発達支援を利用する3～5歳児のお子さんの利用料が無償化されます。

利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※3 0～2歳児の住民税非課税世帯を含みます。

※4 食材料費(主食・副食費)、通園送迎費、行事費など、無償化の対象とならない費用があります。

施設によっては「保育の必要性の認定」の手続きが必要です。

詳しくは下記へお問合せください。

【問 合 先】福祉子ども課 ☎388-1116